

令和4年度第5回子ども・子育て会議 会議録

日時

令和4年7月1日《金》10時～11時30分

場所

流山市役所 第二庁舎三階 301会議室

出席委員

柏女会長、田中副会長、橋本委員、伊藤委員、長谷部委員、高山委員、小澤委員、佐藤委員、矢口委員、藪本委員、櫻庭委員

欠席委員

松田委員、松本委員、羽中田委員、

傍聴者

なし

事務局

内子ども家庭部長、小谷子ども家庭課長、遠藤保育課長、福吉子ども家庭課長補佐、倉本子ども家庭課子ども政策室長、加藤子ども家庭課虐待・DV防止対策室長、宮澤障害者支援課長、秋元児童発達支援センター所長、岸川健康増進課親子保健係長、長岡公民館次長、鈴木教育総務課課長、岩田教育総務課学童クラブ運営係長、小谷子ども家庭課子育て支援係長、廣原子ども家庭課主査、加藤子ども家庭課主任主事、北根子ども家庭課主事

議題

《1》第2期子どもをみんなで育む計画の見直しについて

配布資料

- 資料1 答申（案）
- 資料2 量の見込みと対応策（子育て支援センター）
- 資料3 完成までの流れ

議事録《概要》

《柏女会長》

それでは定刻になりましたので、只今から令和4年度第5回流山市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

会議の成立について申し上げます。本日の会議は、委員14名中、出席委員11名、欠席委員3名です。会議は、委員の半数以上の出席により成立しますので、本日の会議は成立していることを報告します。また流山市附属機関に関する条例第5条第3項の規定によって、会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとされております。

中間見直しが本日最後となります。ご意見を頂戴しつつ、修正をしていきたいと思えます。また、答申には付帯意見をもってこれまでも行ってきました。こういう点に気を付けてほしい等を、前回の計画策定時の付帯意見を参考としつつ進めていきたいと思えます。

案については、事務局で5点まとめていただきましたので、過不足について議論いただきます。最初に、前回会議までに、保育と学童クラブについての利用者見込みと対応策の方向性についてありましたが、地域子ども・子育て支援事業の利用者の見込みと対応策において、地域子育て支援センターについても方向性を説明願います。

《事務局》

資料2 地域子育て支援センター量の見込み

《柏女会長》

資料1の答申案の中で、関連事業は何番ですか。

《事務局》

26ページの10番です。

《柏女会長》

わかりました。櫻庭委員お願いします。

《櫻庭委員》

資料にある補助金加算項目3つについてはそれぞれ需要が高い項目です。特に北部地域に地域子育て支援センターがなく森の図書館の会議室を予約制として活用していたところ、コロナ禍で実施していた予約制を廃止したことで、多くの利用があったと聞いています。一度地域子育て支援センターを利用された方から取り組みが周知されていることでさらに利用者が増えたこともありますので、ぜひ補助金の加算項目として継続的に実施いただきたいです。

《柏女会長》

ありがとうございます。私も地域子育て支援センターがなくなったことによって近くで利用できなく不便だといった声を聞いています。11か所のバランスもあると思いますが、地域子育て支援センターの充実は必要と考えております。

全国的にも8千程度の地域子育て支援センターがあり、日本の人口と比べるとだいたい1万3千人くらいに1か所整備されている状況です。流山市で考えると16か17か所が平均値として必要ということになりますが、前回の資料にもあるように、共働きで育休を取っている方も多いと思われ、拾い切れていないニーズがあると考えています。

保育所整備は充足してきていると考えるが、地域子育て支援センターについては実情を調べた上で、第3期計画の答申の中に付帯意見をつけるということも考えなければならないのではないのでしょうか。

次に、市には妊婦タクシーもないですね。利用したいと思ったときに制度がなく困ったという声も聞いているので、地域子育て支援センター同様にニーズもあると思います。

少し長くなりましたが以上です。藪本委員どうぞ。

《藪本委員》

支援拠点に関連して、国が保育所の多機能化を推進する動きがある中、物理的に場所が確保できない場合に保育所の機能を使って子育て支援や相談事業を行う枠組みを保育所側で設けるよう検討すべきではないのでしょうか。

《柏女会長》

市の補助事業としてということでしょうか。

《藪本委員》

そうですね。例えば一時保育等の中で支援拠点に類似したサービスを提供することができればニーズにも対応できるのであれば運営費の委託料を加算をするなど。既存のハードを活用する手法も考えてみてはいかがでしょうか。

《田中副会長》

地域のNPOを活用しようということが国の「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」でも記載されています。子育て支援に力を入れているNPOにも補助があれば類似の取り組みができると思います。

妊婦タクシーには、研修を要すると聞いたことがあります。民間のタクシーでも断るわけではないようですので利用できると思います。

《柏女会長》

利用できるようですが、誰が来るかわからないという不安もあるようです。対応できる人が来た方が安心という面もあると思います。

はい、矢口委員お願いします。

《矢口委員》

タクシーの件は高齢者から子どもまで広く関わる問題だと思います。特に北部地域にはタクシーや公共交通が少なく、病院に行きたいが手段がないといったことはよく聞きます。北部地域の課題としてもぜひ検討いただきたいです。

《柏女会長》

ありがとうございます。この後答申案への付帯意見についての議論もありますので、そこでまた意見をいただきます。

地域子育て支援センターについては、個所数の増も含めて、保育所だけでなくNPOの方々も参入できるよう検討いただき、地域バランスを踏まえて整備いただくよう考えていただきたいと思います。

続いて答申案について事務局から説明をお願いします。

《事務局》

資料1 答申（案）

《柏女会長》

はい、ありがとうございます。別添資料として見直した内容をまとめた計画書について、計画自体は市が作成するものですが、私たちが提案する中間見直し案への修正等さらに意見があればお願いします。

はい、事務局どうぞ。

《事務局》

前回会議で質問のあった学童クラブの質の定義について、補足させていただきます。

《教育総務課学童クラブ運営係長》

前回高山委員よりご質問いただいた学童支援員に求める質については、児童・保護者に信頼され、放課後の安心安全を提供し、児童の成長を支援するものと考えています。これは国の規定や流山市学童クラブのガイドラインに規定している内容に基づく内容となります。

補足としては、学童クラブの発足当初は昼間の時間帯に場所を提供している場でしたが、現在はさまざまなニーズがございまして、放課後健全育成事業として位置づけられております。

子どもたちも多種多様の中で、信頼される支援員として多くの知識・経験をもって成り立つものと考えており、これらの知識や経験を培うためにも研修を実施するものです。

《高山委員》

関連した資料は本日あるのでしょうか。

《教育総務課学童クラブ運営係長》

非常にページ数の多い資料のため印刷しておりませんが、市のガイドラインの基本理念に記載しております。

《高山委員》

課題というのが、知識と経験が足りないということでしょうか。

《教育総務課学童クラブ運営係長》

課題というよりは、必要なものとして考えております。

《高山委員》

それらを研修で補うということですか。研修内容はこれから詰める予定ですか

《教育総務課学童クラブ運営係長》

お見込みのとおりです。

《柏女会長》

高山委員よろしいでしょうか。

《高山委員》

この議論についてはどのくらい時間をいただけるのでしょうか。

《柏女会長》

高山委員の考える具体の提案があればご意見をお願いします。

《高山委員》

まず以前他の委員から課題として提起されたものと思いますが、課題提起された委員とは議論されているのでしょうか。

過去の経緯が私も把握できておりませんが、背景は理解しました。ありがとうございます。

《柏女会長》

新しい指摘としては、前回も申し上げましたが第三者評価を推奨することによって、自分たちの出来ていることや出来ていないこと等も含めて考えられるのではないのでしょうか。

はい、矢口委員。

《矢口委員》

質の確保については学童クラブだけでは足りず、子ども食堂に関わる人にも質が必要だと考えています。

学校の先生も同様と考えますので、全体的な問題として考える必要があると思います。どのように先生を確保するかまた質を確保するかということは多くの人が

関わりその分お金もかかってくるもので難しい課題と感じました。

《柏女会長》

学童クラブだけでなく、子育て支援に携わる全体の研修も必要というご意見でした。

はい、田中副会長。

《田中副会長》

ファミリー・サポート・センターのアドバイザー研修は、年一回大阪と東京で講習会・交流会が実施されている状況です。もう少し千葉県でも実施されればと期待していますが、研修を受けるにしても多くの機会がなければと思っております。

《柏女会長》

はい、藪本委員。

《藪本委員》

2点あります。まず、前回の会議で48番の性と生の教育の充実と統合されるとの説明があった67番の家庭教育講座について、PTAと学校が連動して行うとありますが、PTA自体が任意加入であることとそもそも組織自体が学校ごとに違います。PTAを軸に考えるのはおかしいのではないのでしょうか。

2点目は、13番の多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業です。田中副会長が先ほどNPOの活用もお話がありましたが、以前として16番の療育施設や108番の障害児保育、120番から125番の事業等、障害をおもちのお子さんには市の制度や設備を活用することが書かれています。多様な支援が必要とする中で、民間の活用がないのはなぜでしょうか。私からの問題提起として意見させていただきます。

《柏女会長》

民間の活用について検討いただき、見直しをいただきたいという要望でした。地域子育て支援センターの経営についても民間活力の話がありましたので、その点も踏まえご検討をお願いします。

その他ご意見ございますか。田中副会長。

《田中副会長》

付帯意見について、1番4番は子どもの権利条約における子どもの参加する権利、2番3番5番は守られる権利について書かれていると考えていますが、育つ権利について、付帯意見に記載がありません。先ほどの学童クラブの件も関連すると思うが、この辺りをどこかに入れられないかと思いました。

もう一点、児童虐待やDV防止について、家庭内のイメージが強いが、校内暴力としても考えていくうえで盛り込むことができないでしょうか。

《柏女会長》

付帯意見については、別添の資料の検討の後委員の総意として改めて検討させていただきます。別添資料について、その他いかがでしょうか。

よろしければこれまでのご意見を踏まえ資料の内容を事務局でご検討ください。

では続いて、答申案に付記すべき事項について大きく4点上がっています。まず地域子育て支援センターを巡った地域格差の是正と個所数の増。2点目は、正式名称は不明ですが、陣痛時の緊急対応等ができるタクシー機能の制度化。3点目は子育て支援活動における民間の活力を踏まえ門戸を広げること。4点目は放課後児童クラブの質の向上等放課後施策の一層の推進。

2番の児童虐待やDVの未然防止について、先ほど校内暴力の未然防止も加えてはどうかという意見がありました。校内暴力の実態はどのようになっているのでしょうか。議論していませんでしたが、いかがいたしましょうか。

《田中副会長》

委員の皆様が不要ということであれば異論はありません。流山市内でどのようになっているかはわかりませんが。

《矢口委員》

校内暴力もそうですが、子どもたちが自分の意見を自由に発言できていないということかなという意味ととらえています。

例として、先日中学生が体操服の上に制服を着て通学していることはどうかという問題があり、体操服での通学を認められないかを伺ったことがありました。校長先生としては生徒から意見が挙がらなかったというお話で、生徒としてはどこに相談すればいいかわからないということがありました。生徒たちが自由に発言できる場がないという印象です。

翌日には学校側で会議を設け、改善されたようでしたが、校内暴力の件もそうですが、誰に相談したらよいかかわからないということが大きいのではないのでしょうか。

子どもたちへの周知が重要ではないかという点で参考意見でした。

《長谷部委員》

私からもよろしいでしょうか。

どこに相談したら良いかについては、学校で教育相談員を設けています。スクールカウンセラーも設置しており、保護者の方含めご案内していますので、引き続き周知をかけていきたいと思います。

先ほどの校内暴力という文言を追記する件については、市の実情が明確でなく会議場でも議論がない中で、刺激的な文言が加わるのは心配に思います。

《柏女会長》

ありがとうございます。

では、4番に子どもや家庭への情報提供等についてを相談・情報提供とするのはいかがでしょうか。

あとは、2番については虐待とDVに限定しているので、虐待やDV等として含みを持たせるのもあり得ると思います。

これまでの議論があったが、十分に議論ができなかったと説明もできると思います。その他いかがでしょうか。現状は既存の5点とこの会議で出た意見の4点で合計9点ということになりますが。

これらは第3期計画までの間に制度化を含め検討いただけると思っております。よろしいでしょうか。はい、藪本委員。

《藪本委員》

これまで子ども視点になっていますが、子どもを育てる環境に対しての意識を持ってもらいたいという思いがあります。端的に言うと働きやすさですとか制度的な面も入れられればと思います。

《柏女会長》

大事な視点だと思います。何か的確な文言はありますか。

《藪本委員》

子どもの育ちが喜びとなるような環境整備を進めてほしいという感じでしょうか。我々の取り組みは子どもたちに対してある種自己犠牲のようなものもあるので、心をすり減らしてしまうこともあって、心にゆとりがないと質の向上も望めないのではないかというのが持論としてあります。子どもが大事なのはもちろんですが、子どもに関わる人に対しての視点も入れてほしいと思います。

《矢口委員》

案ですが、2番については、大変なお子さんのことを考えての内容だと思いますので、そこに貧困も加えれば十分な施策につながるのではないかとということと、5番に誰一人取り残されないという中に、先ほどの子どもの周りの人たちも加えればよいのではないのでしょうか。

《柏女会長》

2番に貧困を加え、SDGsの視点を持つ5番に広い意味合いを持つというご意見でした。

《橋本委員》

私は2番と5番はそれぞれ独立すべきと考えます。

特に5番については、第2期の見直しの中で貧困問題に対する事業が極めて少なく、特に貧困については取り組まなければならない大きな柱の一つとして挙げるべきものとして対応すべきではないのでしょうか。

また、虐待やDVについては子ども家庭課で担当室を設けられたとのことでしたが、担当部署だけの対応ではなく全体が協力しないといけない、これも大きな柱として取り組むべきものと考えますので、2番と5番は別々にすべきと思います。

《柏女会長》

ありがとうございます。

5番をもう少し明確にしても良いかもしれないですね。子どもの貧困計画の策定を速やかに進めていただきたいという意見でも良いかもしれない。

誰一人取り残されない子ども子育ての実現のため、子どもの貧困計画の策定に努められたい。という形で、明確に意見するのも良いかもしれない。

《田中副会長》

藪本委員の意見は子どもの周りの人への取り組みをとという意見でした。

《柏女会長》

その視点であれば、10番目の意見としても良いと思う。

《藪本委員》

最大の受益者である子どもにフォーカスされて、環境づくりとして関係者の意見が今まで出てこなかったもので、別立てでもいいので意識していただきたいと思います。

《橋本委員》

環境の点については、基本目標の中でいろいろな視点から環境について取り上げていただいていると思います。そこが弱いというのであれば、3ページから4ページに基本目標の修正をさらに、指導者を含めた環境という文言に修正するのも手だと思います。

《柏女会長》

とても貴重なご意見ですが、これまでの議論の積み重ねの中で基本目標は修正してきましたので、やはり10番として追加し、第3期計画を策定するにあたり、基本目標それぞれの視点として、子どもが育つことに関わる全ての方に支援ができる環境づくりを理念に組み込んでいく必要があるという意見でまとめさせていただきたい。

橋本委員よろしいでしょうか。

《橋本委員》

結構です。

《柏女会長》

10番目として子ども子育てに携わる支援者の一人一人が心豊かにして行ける計画であること、社会となることを願うといった内容で意見をまとめていただければと思います。

よろしければ、全体のまとめに入らせていただきます。今日の内容により、別添

資料を含め各委員に共有いただき、最終の提案とさせていただきます。

なお、本会議では根本的な修正はありませんでしたので、今日で変更等の修正は最後とさせていただきます、文言の修正等は私と副会長、そして事務局に一任いただきます。

《出席委員》

はい。

《柏女会長》

それでは、最後に見直し計画完成までの流れについて事務局から説明をお願いします。

《事務局》

資料3.完成までの流れ

《柏女会長》

はい、ありがとうございます。以上の流れで進めていきます。

事務方と会長、副会長で原案の最終案を作成し、委員の皆様にご共有させていただきます。答申の後、庁内の手続きが進み、見直し版のパブリックコメントの結果報告を11月下旬に第6回会議として伺います。

見直し版のパブコメに対する意見を出していただくよう周囲の方々にもお声がけいただき、たくさんのご意見をいただけるようご協力をお願いしたいと思います。

その他、何かございますか。はい、田中委員。

《田中副会長》

先ほどの10番の意見、考えてみたのですが、子どもの育ちに関わる人がやりがいを持ち、専門的な知識を身に付けられる子ども真ん中社会に貢献できるように充実されたい。というのはいかがでしょうか。よかったら採用していただければと思います。

《柏女会長》

それでは、少し早いですが以上で会議を終了いたします。

以上